

「新しい世代が見た満洲」研究シリーズ第2集 第2回

満洲の歴史継承性から見た20世紀満洲

長野大学環境ツーリズム学部教授 塚瀬 進



はじめに

満洲（マンチュリア）と呼ばれた地域については、戦前以来、「中国の固有の領土であった」とか、「歴史的に中国と満洲は無関係であった」とか、異なる見解が流布しており、その帰属が論争となっている。例えば、矢野仁一は1920年代以降「満洲は中国の領土ではない」という見解を主張した（矢野仁一『近代支那論』弘文堂書房、1923年）。そして、満洲国の建国（1932年）以後、この見解は「正統性」を持つものとして日本国内に広まった。

満洲と呼ばれた地域は、清代に形成された東三省（遼寧、吉林、黒龍江）をイ

メージしているが、清代の東三省、満洲国期の領域、中華人民共和国の東三省の領域はそれぞれ異なっており、同じではない。いったいどこまでを満洲とするのか、論者により見解はわかれている。今回の報告では、こうした論争となっている満洲の特徴について、その歴史的な推移を検証することで、20世紀の満洲が持っていた歴史的な特徴について考えてみたい。

1. 古代の満洲

古代においては高句麗^{コグリョ}、渤海、遼、金、元などが満洲を領有していた。しかし、その範囲はいわゆる満洲を大きくはみだしており、その後の満洲に継承され

た地域性はほとんどなかった。明朝以前では、満洲をイメージする範囲を領有した政治権力はなかった。つまり、「満洲」は古代から存在したわけではなく、明朝以降にその輪郭は形成されたということを描きたい。

2. 明代（1368～1644年）の満洲

明朝を建国した洪武帝（在位1368～98年）は、1371年（洪武4年）に遼陽に遼東衛指揮使司を置き、満洲に勢力を拡大した。しかし、故元のナハチュ（納哈出、女真）の勢力が強く、明朝の統治は容易には拡大しなかった。1381年（洪武14年）に明軍は大規模な遼東



への進攻をはじめた。そして、1387年（洪武20年）にナハチュ（納哈出）は降伏し、明朝は遼東を確保した。洪武帝は開原以南に衛所を設置して、衛所制により直接統治をおこなう。衛所制とは、衛所を設置して軍士を配属し、軍士が屯田をおこない食料の自給をはかる制度であった。辺境は食料の輸送が難しかったので、屯田により軍隊への食糧確保を目

的にしていた。開原以北は女真の生活空間であり、明朝の支配権はおよんでいなかった。

明の第3代皇帝、永楽帝（在位1403～24年）は満洲経営をより発展させた。永楽帝は女真の招撫をおこない、女真の朝貢を奨励した。1403年（永楽元年）に女真の「アハチュ（阿哈出）」が来朝し、建州衛（羈縻衛所）の長に任命された。以後、女真の来朝は増え、開原以北には羈縻衛所が次々に設けられた。羈縻衛所とは、女真の酋長、有力者を衛所官に任命し、印と勅書を与え、羈縻衛所下の統治を委任する制度であった。勅書は朝貢する時に必要であったので、勅書は明朝のお墨付きの証しでもあった。明朝は開原以北では直接的な統治はせず、衛所官に羈縻衛所下の女真の統治はまかせていた。

この時の女真は広大な領域に散居し、平地があれば農耕を行い、森林で狩猟をし、生活条件のよい場所を求めて移動を繰り返していた。いくつも集団に分かれており、各集団は有力者を中心に活動した。女真全体を統一する指導者

は存在しなかった。女真は確固とした支配領域を持つ集団ではなく、その領域は可変的であった。明朝は女真の様子について、次のように述べている。

女直の領域は、東は海（日本海）に、西は兀良哈（ウリヤンハイ）に、南は朝鮮に接している。金の系譜である女直は、永楽元年（1403年）に野人の頭目が来朝して以後、悉く明に帰附した。永楽9年（1411年）にはじめて奴兒干都司を設置した。その後、建州衛、兀者（ウジェ）衛、千戸所、百戸所を設置し、その酋長に都督、都指揮、指揮、千戸、百戸、鎮撫などの官職を与え、勅書と印璽を賜えた。また馬市を開原城などに置き、貿易を行わせている。女直には、海西に建州女直、建州、毛憐などにいる三種類がある。海西女直と建州女直は定期的に一年に一度、遠くにいる野人女直は不定期に朝貢している。

出典『大明会典（万曆）』卷107「東北夷」

女真は明朝への朝貢貿易で経済的な利益を得ていた。女真は馬、毛皮などを明朝に献呈し、その回賜として絹、冠帯、

衣服などをもらった。朝貢貿易の原則は「厚往薄来」（貢物は薄く、回賜は厚く）であり、女真にとって利益が大きかった。明朝は朝貢場所として馬市を設置して、女真との関係を維持していた。

洪武帝の時に遼東が平定されて衛所制が施行され、永楽帝の時には女真の招撫がおこなわれ、羈縻衛所制により女真を羈縻する仕組みがつくられたわけである。

明朝は開原以南では衛所制により直接統治をおこない、開原以北では羈縻衛所制により間接統治をおこなった。こうした開原以南と以北の相違は、遼東辺牆の構築により一層明確化した。

遼東辺牆はまず西側の辺牆が、モンゴル系集団の侵攻を防ぐため1442年（正統7年）ごろに構築された。その後東側の辺牆が、女真の略奪を防ぐため1367年（成化3年）ごろに構築された。遼東辺牆の構築により、明朝統治の領域がより明確化、可視化された。しかしながら、明朝が構築した制度は16世紀以降に変容していく。

遼東の衛所制は、衛所の上官が軍士を搾取、使役するため軍士の逃亡が増えた。また、上官は肥沃な田地を占有して私腹を肥やしたので、屯田は崩壊していった。衛所制が担った軍事力の維持、軍隊の食

糧確保という機能はマヒしていき、明朝による遼東統治を弛緩していった。

一方、開原以北の羈縻衛所制も変容していった。

明朝は朝貢により女真を羈縻（つなぎとめる）していたが、朝貢の見返りとして女真に渡す回賜が重い負担となっていた。そのため、正統年間（1436〜49年）、天順年間（1457〜64年）に、各衛所が派遣できる人数を制限した。これに対して女真は、勅書の偽造、勅書の書き換えなどをおこない、朝貢の制限を突破しようとした。明朝は嘉靖年間（1522〜66年）には朝貢の人数を定額化して、朝貢を一定の枠内に封じ込める政策を断行した。これにより、朝貢人数が定額に達すると朝貢は終了することになったため、女真の各集団は争って朝貢するようになり、女真間の抗争が激化した。羈縻衛所制は女真を羈縻する役割を果たさなくなり、結果として女真間の対立をうながしてしまった。

3. ヌルハチの台頭

16世紀以降、衛所制、羈縻衛所制ともに変容し、十分に機能しなくなった。そうしたなかで台頭したのが清の太祖と

されるヌルハチであった。ヌルハチは1588年（万暦16年）に建州女真を統合し、その後明朝への対抗を鮮明にした。しかし、ヌルハチは対明戦争にあげられるなか、1626年（天啓6年）に寧遠での明軍との戦いで敗北、死去した。ヌルハチが台頭した時期の女真の様子は、次のように記述されている。

そのとき、方々の国が乱れていた。マンジュ国のスクスフ部・フネへ部・ワンギヤ部・ドンゴ部・ジェチエン部、長白山地方のネエン部・鴨緑江部、東海地方のウエジ部・ワルカ部・クルカ部、フルン国のウラ部・ハダ部・イエへ部・ホイファ部のいたるところで、盗賊が蜜蜂のごとく群れをなしておこった。それぞれハン・ペイレ・大臣を僭称し、村・一族を率いて、たがいに戦い、兄弟の間でさえ殺しあった。一族が多く強いものが、弱いものを虐げたり、強奪して、大いに乱れていた。

出典：『満洲実録』巻1

ヌルハチは軍事力を増強する手段として、征服し服属させた女真はヌルハチ集団のそばに移動、移住させる徙民政策をおこなった。そして徙民政策により移動して

きた人々を八旗制に編入した。八旗に所属するものを総称して旗人といった。

旗人は一般の民人とは明確に区別され、戸籍も異なった。旗人には生計を支える旗地が付与され、兵士・官吏に従事することが義務づけられた。農・工・商などの営利事業への従事は禁じられ、職務に専念することが求められた。八旗制の創設時にはその構成員は女真だけであったが、支配地域が拡大するにつれて、モンゴル人、漢人も八旗に編入された。つまり旗人＝満洲人ではなく、旗人は現代的な民族の範疇では規定できない人間集団であった。

ヌルハチを継いだホンタイジ（在位1626～43年）は八旗制をさらに拡充して支配地を増やした。そして、1636年に大皇帝（太宗）に即位し、国号を大清とした。この時ホンタイジは、満洲人のトップという役割だけでなく、当時、服属していたモンゴル人、漢人を統べる皇帝に即位した。

ホンタイジがしたこととして、国号を「マンジュ（満洲）」に改めた点を指摘したい。1635年10月にホンタイジは、今後は国号としてマ

ンジュを使用することを定めた。これ以後、マンジュという語句が広く用いられるようになった。マンジュ（満洲）の語源については、有力な説はサンスクリット語のマンジュシリ、文殊師利＝曼殊室利（文殊菩薩）に由来し、「聡明な者」を意味するというものである。しかしこれについては批判、反論も多く、定説は



確立していない。

ホンタイジが国号として定めたマンジュ（満洲）という語句は、19世紀以降、ヨーロッパ人、日本人により、満洲人の住む場所という認識から、地名として使われるようになった。地名としての「満洲」の歴史はそれほど長いものではないことを指摘しておきたい。

4. 清代の満洲

1644年に明朝は滅亡し、清朝が北京に入り中国統治をはじめた。このため、多数の旗人が北京、関内（山海関の内側）に移動し、満洲の人口は激減した。1661年（順治18年）に奉天府尹（長官）を務めた張尚賢は、以下のように満洲の状況を述べている。

遼河より東の地に城堡は多いが、みな荒れている。ただ奉天、遼陽、海城はやや人が多い。蓋州、鳳凰城、金州には数百人がいるに過ぎない。鉄嶺、撫順には流刑となった人がいるだけである。遼河より西の地は東より城堡は多いが、住民は少ない。ただ寧遠、錦州、広寧にはやや人がいる。遼東、遼西には荒廃した廢墟があるばかりであ



49 — 八旗兵

り、沃野千里、土あるも人なしの状況である。 出典：『聖祖実録』巻2（意訳）

清朝は明朝とはまったく異なった方式で満洲を統治した。清朝は旗人（八旗に組織された人）と民人（八旗に組織されていない人）に分けた統治をおこない、旗人の状況に変化が生じることを回避しようとした。

旗人を統轄する機関として將軍、副都統が置かれ、また民人を統轄する機関としては奉天府府尹や州県衙門が置かれた。

奉天では、旗人は旗地を耕し、旗地に住む。民人は民地を耕し、民地に住むこととされ、旗人と民人の雑居は厳しく禁止された。さらに、民人が旗地を購入することは厳禁された（旗民不交産）。

吉林と黒龍江では、民人の流入は禁止され、旗人だけが暮す場所だとされた。こうした旗人と民人に区別した統治政策をおこなう一方で、柳條辺牆を構築して地域的な区分をおこなった。柳條辺牆により、①旗民分地の場所（奉天）、②旗人の場所（吉林、黒龍江）、③モンゴル人の場所、に満洲は分けられた。

「満洲は清朝の発祥地なので封禁政策をおこない、一般人をいれないことにしていた」という説が流布しているが、これは誤解を招く説明である。清朝は「封禁政策」という命令を出したことはない。1740年（乾隆5年）に出された上諭の内容から20世紀の歴史研究者が「封禁政策」という用語を案出したことが、名称の由来である。清朝は「封禁政策」を実施するとは言っていないので、その廃止を命令することもなかった。清

朝は祖先の墳墓への立ち入りは禁止していたが、祖先の墳墓への立ち入りを認める王朝はないであろう。「先祖発祥の地であるから、満洲全体を封禁していた」などの見解は間違いである。

清朝は無原則な民人の流入を禁止していたため、満洲での農業や商業は振るわなかった。それゆえ税収は限られており、経費の大半は他省に依存していた。盛京、吉林、黒龍江の収支は赤字であったが、清朝はこうした状況を改善しようとはしなかった。

農業生産を振興して税糧を増やすことや、商品に課税して税収を増やす方向を、19世紀まで清朝はとらなかった。例えば、1724年（雍正2年）に税収を増やすため、満洲に流通する貨物への徴税を建議した上奏に対して、雍正帝はその必要はないと裁可した

清朝は満洲を旗人の培養地と考え、その状態を静態的にしておく政策を推進した。そのため、乾隆朝から同治朝にかけての1736年～1874年の間、満洲には州県は設置されておらず、清朝の政策はうまくいったと指摘できる。しかし、太平天国の乱とロシアの勢力拡大により、旗民制は変容、崩壊していった。

太平天国の乱（1850～64年）の

表1 呼蘭の人口動向

	1780年(乾隆45年)		1909年(宣統元年)	
	人 口	割合 (%)	人 口	割合 (%)
漢 人	1,711	38.7	665,336	98.9
満 洲 人	1,358	30.7	5,287	0.8
ダホール人	533	12.1	1,261	0.2
その他旗人	818	18.5	1,486	0.2
合 計	4,420	100.0	673,370	100.0

出典：柴三九男「呼蘭地方の植民地的発展」『史観』6、1934
120頁より

漢人移民の増加により、旗人は少数者となり、社会的影響力を喪失していった。例えば、黒龍江の呼蘭では、1780年(乾隆45年)では人口の半分以上は旗人が占めていた。ところが、1909年(宣統元年)になると漢人が圧倒的多数を占める状況になり、旗人は全体の1%ほどになってしまった(表1参照)。「旗民不交産」の廃止後、旗人は満洲人、モンゴル人、漢人などの「民族」に分化していったと考えられる。

1900年前後の時期、満洲は鉄道の時代に入ったこと、旗民制が放棄されたことから、新たな状況を迎えていた。言い換えるならば、ゆるやかで多元的な帝國的統治から、国民と領土を持つ近代国家的統治への転換期であったと、私は考えている。

5. 満洲国期の満洲

満洲国は近代主権国家の形態を取り入れ、国境の明確化、領域の隅々にまでおよぶ統治をめざした。その結果、満洲国という形が明確化した。どこから、どこまでが満洲国であり、満洲国ではない場所はどこかが明らかになった。そうした満洲国期の状況を過去に遡及して、満洲の形を考える思考が日本人には存在している。だが、満洲国期の状況を基準にして過去を考える思考は、歴史を逆に見た思考のため危険性が伴う。

まとめにかえて

明朝は遼東辺牆の内側は直接統治したが、その外側は羈縻衛所制により間接的に統治した。こうした明朝の統治枠組みは、ヌルハチの台頭によって崩壊した。清

朝は明朝とはまったく異なる統治をおこなった。旗民制をおこない、柳條辺牆の内側では民人の居住を認めたが、基本的には旗人の育成地として満洲を考えていた。19世紀後半以降、ロシアの勢力拡大、朝鮮の自立化、鉄道敷設による移民の増加、財政政策としての土地払い下げなどの要因から、清朝は旗民制を放棄した。

19世紀後半以降、現在に至る満洲の輪郭が形作られ、満洲国期に明確化された。こうした歴史的な推移を経てきた満洲が、中国の一部なのか、中国とは独立した地域なのか、解答することはできるのだろうか。もし解答できるとすれば、それは設問自体がすでに解答を持っているものであり、主張したいことが先にある論法だとみなされる。

(10月23日・フォーラム)

講師略歴 (つかせ すずむ)

1962年 東京都生まれ

1991年 中央大学大学院博士課程

東洋史専攻単位取得退学

現在 長野大学教授

著書 『満洲の日本人』

『満洲国 民族協和の実像』など